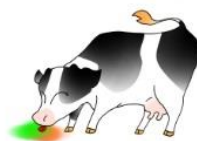


動物用医薬品を使用した家畜を と畜場に搬入する場合、 出荷できる日を確認しましょう。



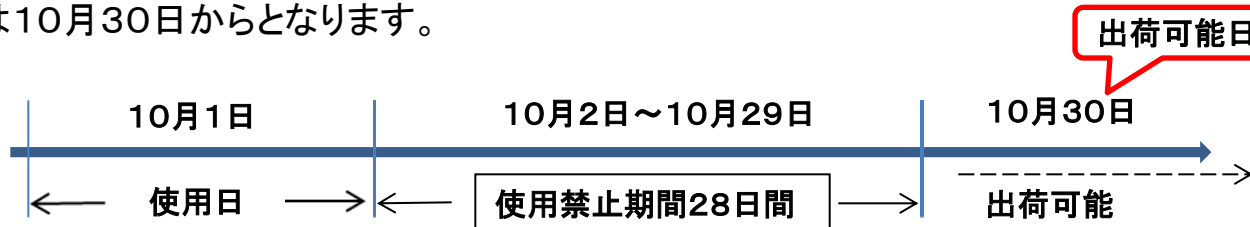
出荷できる日(出荷可能日)を1日間違えてと畜場に搬入された事案が発生しました。

使用基準を守らないと・・・

出荷した肉・乳に医薬品が残留基準値を超えて残留した場合、回収や廃棄の対象となります。

(例)ダイメトンB注射液

使用禁止期間が28日間である医薬品を10月1日に使用した場合、出荷できるのは10月30日からとなります。



使用禁止期間や投与方法を守らなかった事例（損害は農家負担）

- ・牛に抗菌剤を飼料添加で投与すべきところを飲水投与し、休薬期間を1日短く出荷したため牛肉にスルファモノメキシンが残留(124kg 回収)。

● 医薬品を使用したら、使用記録を付けて保管しましょう。

- ①使用年月日、②使用場所、③対象動物、④薬品名、⑤用法・用量、⑥出荷可能日

医薬品の使用に問題がないことの証拠になります。

- 獣医師の発行した動物用医薬品指示書や出荷制限期間指示書がある場合は、使用記録と一緒に保管しましょう。

